

## 指定通所介護事業所運営規定

### 第1号通所事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 愛・やままえケアセンターが開設する指定通所介護事業所及び、第1号通所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び、第1号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の生活相談員、看護師、介護職員及び機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び、第1号通所事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条

在宅介護を要する高齢者、その他なんらかの援助を要する人々に対して、住み慣れた環境でその人らしく安心して生活できる事業をおこないます。また、元気な高齢者と専門職との共助の基に、各々の人格尊厳の上に知識、能力、技術を活かして、宅老所、介護、介護予防、生活支援事業を行ないます。そして、地域の人々との心のふれあい、助け合いの精神「環」を幅広く構築し、社会福祉に関する啓発活動を行い、福祉の増進に寄与していきます。

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要支援、要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 2 事業所の生活相談員等は、要支援、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、地域社会との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 特定非営利活動法人 愛・やままえケアセンター
- (2) 所在地 栃木県足利市鹿島町 479 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画及び、第1号通所事業計画を作成する。
- 2 生活相談員 2名以上  
生活相談員は、相談援助等の生活指導を行う。
- 3 看護職員及び介護職員  
看護師 2名以上  
介護職員 4名以上  
看護職員及び介護職員は、必要な日常生活上の世話をを行う。
- 4 機能訓練指導員 1名以上(看護職員が兼務)  
機能訓練指導員は、日常生活上を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
- 5 事務職員 名(兼務)  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1 営業日  
月曜日～金曜日とし、国民の休日は営業する。  
但し、12月31日から1月3日まで及び、  
8月14日から8月16日までを除く。
- 2 営業時間  
午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、通所介護者、第1号通所事業者合わせて25名とします。

(通所介護計画書及び第1号通所事業計画書)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその日常生活全般の状況を踏まえて、「居宅サービス計画書」に沿って、「通所介護計画書」及び「第1号通所事業計画書」を作成します。その「通所介護

計画書」及び「第1号通所事業画書」の内容を、利用者及び家族に説明し、サービスの実施状況及び目標達成状況につきましても同様に説明します。

(指定通所介護及び第1号通所事業の内容)

第8条

- 1 事業者は、利用者に対し、日常生活上の援助、介護サービス、入浴、食事、その他の介護保険法令の定める必要な援助を提供します。利用者の心身の活性化を図る活動やリハビリを提供していきます。利用者及びその家族の日常生活における介護等の相談や助言、介護方法の指導等をおこないます。
- 2 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の処置はおこないません。
- 3 事業者は、通所介護及び第1号通所事業所の提供に関するケース処遇記録を作成します。  
利用者は、その事業所において、当該利用者に関する第1項のケース処遇記録を閲覧できます。同様に、ケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- 1 指定通所介護及び、第1号通所事業の内容は次のとおりとし  
指定通所介護及び、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び、指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている割合とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収します。(指定通所介護のみ)  
(1) 実施地域を越えてから、片道おおむね10キロ未満 100円  
(2) 実施地域を越えてから、片道おおむね10キロ以上 150円
- 3 昼食費は、1食あたり(おやつ代込み)、600円とします。
- 4 その他、指定通所介護及び、第1号通所事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収します。
- 5 第2項から第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書での説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、足利市・太田市・桐生市・佐野市の区域とします。

(サービス利用に当たっての留意点)

第11条

- 1 サービスの利用に当たり、主治医から指示事項等がある場合には、申し出ること。また、健康状態に異常がある場合も、その旨申し出て下さい。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従って下さい。
- 3 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意して下さい。

(緊急時における対応方法)

第12条 生活相談員等は、指定通所介護及び、第1号通所事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年定期的に非難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施します。

1 事業計画は以下の2つの事態に対応するものとする

- ① 非常災害時
- ② 感染症蔓延時

2 上記について定期的な訓練。研修等を行う。

(秘密保持)

第14条 従業者は、職務上知り得た利用者又は家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続して同様です。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護及び第1号通所事業に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
- 3 虐待防止委員会の委員長を施設の虐待防止にかかわる措置の担当とする。
- 4 虐待防止のための事業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを作成する。

(その他の運営についての留意事項)

第17条

- 1 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人 愛・やままえケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規定は、平成18年	2月	1日から施行する。
	平成18年	4月	1日から施行する。
	平成18年	7月	1日から施行する。
	平成20年	6月21日	から施行する。
	平成22年	6月	1日から施行する。
	平成23年	1月21日	から施行する。
	平成24年	4月	1日から施行する。
	平成25年	7月	1日から施行する。
	平成25年	11月	1日から施行する。
	平成26年	4月	1日から施行する。
	平成27年	4月	1日から施行する。
	平成29年	4月	1日から施行する。
	令和1年	9月	1日から施行する。
	令和5年	9月	1日から施行する。
	令和6年	4月	1日から施行する。